

公益財団法人日本肥糧検定協会役員及び評議員の報酬 並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本肥糧検定協会（以下「協会」という。）定款（以下「定款」という。）第16条、第33条及び第35条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第13条に定める者をいう。
- (2) 役員とは、定款第27条第1項に定める理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (3) 常勤役員とは、理事のうち、理事長及び常務理事をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 顧問とは、定款第35条第1項に定める者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(常勤役員の就任期限)

第3条 常勤役員の就任は65歳に達するまでとする。ただし、理事長の職にある者で特別の理由がある場合は、この限りではないが、この場合においても70歳に達するまでとする。

なお、役員の知識及び経験等が協会の運営上特に必要である場合においては、上記の限りではないものとする。

(報酬等の支給)

第4条 協会は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員に対する報酬については次のとおりとする。

- (1) 報酬は、基本給、勤務手当及び職務（役職）手当とし、毎年度、職員の給与決定額及び財源等、諸般の事情を勘案して、別表1に定める額を超えない額で理事会において年額を定める。

(2) 報酬は、前号で定められた年額を 12 等分して、職員の給与支払い日に、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(3) 削除

(4) 経営状態が良くない場合は、評議員会の決議により報酬の一部または全部を支給しないことができる。

(5) 常勤役員の退職手当金は、退職時の基本給（月額）に、別表 2 に定める支給率を乗じた額とする。ただしその額は 15,000,000 円を超えないものとする。

なお、経営状態が良くない場合は、評議員会の決議により退職手当金の一部または全部を支給しないことができる。

(6) 常勤役員のうち特に本会に功労のあった者に対しては、退職金の 5% を限度とする功労金を加算することができる。

(7) 常勤役員に対する退職手当金は次の場合、理事長は評議員会の決議を経て、その支払いを停止または一時差し止めることができる。

1) 本会の名誉を著しく傷つけた場合。

（費用）

第 5 条 協会は、役員等及び顧問がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は別に定める職員給与規程に準ずる。

（公表）

第 6 条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

（改正）

第 7 条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

（補則）

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、評議員会の承認の日（2025 年 6 月 11 日）から施行する。

別表 1（常勤役員の報酬上限）

常勤役員	年額 12,000,000 円
------	-----------------

別表 2（常勤役員の退職手当金支給率）

常勤役員	支給率 2.45／在任年数当たり
------	------------------